

障害者スポーツ文化センター
(横浜ラポール・ラポール上大岡)
指定管理者申請要項

令和8年7月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和9年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、障害者スポーツ文化センターは極めて高度の専門性を要し、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれるため、横浜ラポールとラポール上大岡の両施設（以下、「センター」という。）について、事業者を非公募により選定します。

2 申請の概要

(1) 対象施設

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「横浜ラポール」という。）及び
障害者スポーツ文化センターラポール上大岡（以下「ラポール上大岡」という。）

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の非公募による選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、市長が定めた社会福祉法人から申請書等を提出させ、横浜市障害者スポーツ文化センター条例第16条第1項に基づき設置される「横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、センターの設置目的を達成することができると認められる場合、申請者を指定管理者の候補者に選定します。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（15階）
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課社会参加推進係
電話 045（671）3602 Fax 045（671）3566
E-mail kf-shakaisanka@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市障害者スポーツ文化センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください。）

4 障害者スポーツ文化センターの概要

(1) 施設の設置目的

センターは、「スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図るため」に設置された施設です。
(横浜市障害者スポーツ文化センター条例第1条)

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために実施する事業については、「業務の基準」を参照してください。

(3) 職員配置及び経費等（施設運営体制）

ア 職員配置

「業務の基準」に記載のとおり、職員の配置を適切に行うものとします。

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。なお、指定管理料は次の金額を上限として提案してください。

令和9年度	1,354,477,000円
令和10年度	1,359,500,000円
令和11年度	1,364,524,000円
令和12年度	1,369,547,000円
令和13年度	1,374,570,000円

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

エ 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

オ 修繕等

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり200万円未満のものについては、年間の合計金額が4,000万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。1件あたり200万円以上のものについては、原則として市が実施します。

なお、修繕に係る年間の執行合計金額が4,000万円を超えた場合は、当該金額を超えた修繕は、市の負担により実施します。また、設備や施設の機能向上に係る改修は、原則として市が実施します。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計)				200万円 4,000万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

- ※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。
- ※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）
- (ロ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）
- (ハ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成 4 年 3 月条例第 24 号）
- (ニ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（平成 4 年 8 月規則第 77 号）
- (ホ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ヘ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (ト) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (チ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (リ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (ル) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (レ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (ロ) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）
- (セ) 手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）
- (ヲ) 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 34 年 4 月条例第 4 号）、同条例施行規則（昭和 34 年 4 月規則第 16 号）
- (ク) 警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）

<その他横浜市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期計画
- (イ) 横浜市障害者プラン
- (ロ) 横浜市スポーツ推進計画
- (エ) 国土交通省及び文部科学省「プールの安全標準指針」（平成 19 年 3 月）
- (オ) 「横浜市プール事故防止標準マニュアル」（平成 18 年 9 月横浜市）

※ただし、マニュアル制定後、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則が改正になった。マニュアルの中で、規則に規定がある内容については、規則を優先して遵守すること。

イ 業務の基準・評価について

(7) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、原則として指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち、横浜市との協議により定める時期とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(7) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関

する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、

横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

横浜ラポールは、現段階では横浜市防災計画等に補完施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、ラポール上大岡は、現段階で横浜市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(ク) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、設置者から行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、指定管理者が自主事業として設置する場合、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしてあります。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例(平成22年3月条例第9号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等に当たって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発

注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ウ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ク) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、全ての構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(フ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者がセンターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に、障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

(ヘ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 申請及び選定に関する事項

(1) 申請スケジュール

ア 申請書類の配布	令和8年7月 1日（水）から令和8年7月24日（金）まで
イ 申請要項等に関する質問受付	令和8年7月 1日（水）から令和8年7月13日（月）まで
ウ 質問への回答	令和8年7月16日（木）頃（予定）

エ 申請書類の受付期限

(7) 下記書類…… 令和8年7月17日(金)まで

- ・指定申請書(様式1)
- ・役員等氏名一覧表(様式6)及び様式のExcelファイルデータ(CD-R)
- ・欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)
- ・納税証明書 その3の3
- ・横浜市税の納付状況調査の同意書(様式8)
- ・法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9) ※該当する場合

(4) (7)以外の書類一式 …… 令和8年7月24日(金)まで

オ 審査・選定(面接審査実施)	令和8年9月4日(金)
カ 選定結果の通知・公表	令和8年9月上旬(予定)
キ 指定管理者の指定	令和8年12月下旬(予定)
ク 指定管理者との協定締結	令和9年1月下旬(予定)

(2) 申請手続について

ア 申請要項の配布

(7) 配布期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月24日(金)まで
(土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(4) 配布場所

健康福祉局障害自立支援課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/rapport.html>

イ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(7) 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月13日(月)午後5時まで

(4) 受付方法

E-Mail または FAX で「横浜市障害者スポーツ文化センターの指定管理者申請要項等に関する質問書」(様式13)を健康福祉局障害自立支援課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

ウ 質問への回答

令和8年7月16日(木)(予定)に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/rapport.html>

エ 申請書類の受付

(7) 申請書類

「5(4)申請手続について」を参照

(イ) 受付期限

- ・5(1)エ(ア)……令和8年7月17日(金)まで
- ・5(1)エ(イ)……令和8年7月24日(金)まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局障害自立支援課まで、直接持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局障害自立支援課 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計5名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせします。

イ 選定評価委員会(敬称略、50音順)

氏名	所属等
内嶋 順一	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター センター長
岸 俊介	利用者代表(スポーツ部門)
榊原 志づか	税理士 (東京地方税理士会 公益活動対策部 参事)
鈴木 秀雄	関東学院大学 名誉教授
須山 優江	利用者代表(身体障害部門)
鶴見 伸子	利用者代表(知的障害部門)
森田 恵美	利用者代表(文化部門)
安富 英世	利用者代表(精神障害部門)

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

別紙「障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール・ラポール上大岡)指定管理者選定評価基準一覧」のとおり

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点(加減点項目を除く評価基準項目の合計4,080点満点の70%以上、かつそのうち事業計画に係る評価項目の合計

2,680点満点の75%以上)を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、申請団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、申請者に申請内容の補正又は再提出を求める場合があります。

※「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/rapport.html>

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。(令和8年12月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請書類提出について

次の申請書類をアから順に並べ、正本1部、副本10部を提出してください。

いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。正本はファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにしてください。副本のうち9部はファイルに綴じ、1部はファイルやステープラー等で留めず、インデックスもつけずにクリップ留めにしてください。

ア 指定申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式3)※¹

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書(様式 賃-1)

オ 障害支援業務の実績報告書(様式4)

カ 団体の概要(様式5)

キ 役員等氏名一覧表(様式6)及び様式のエクセルファイルデータ(CD-R)

ク 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書※²(法人のみ。申請書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。)

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

シ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

ス 納税証明書 その3の3※²、³(公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。)

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 8）※³

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※⁴

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式 14）及び障害者雇用計算表（様式 14-2）

加点項目「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、様式 14 に加えて障害者雇用計算表（様式 14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※1 本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目を維持管理運営費用欄に記載してください。科目が多岐に渡り維持管理運営費用欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。

※2 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募または申請する場合には、任意の一つの施設への応募（申請）書類として原本を添付し、他の応募（申請）書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募（申請）書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※3 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 9）」を提出してください。

※4 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式 10）を提出してください。

【注意事項】

・必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

市長が申請団体として定めた団体であること。

イ 欠格事項

次に該当する場合は、申請団体の決定を取消します。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案を申請することはできません。

カ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ク 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (7) エからキまでの禁止事項に該当するなど、申請要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ケ 申請書類の取扱い
申請書類は理由を問わず返却しません。
- コ 申請書類の開示
指定管理者及び指定候補者の申請書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。
その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- サ 申請の辞退
正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。
- シ 費用負担
申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。
- ソ 提出書類の取扱い・著作権
横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、横浜市と指定管理者は基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される

とき

- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

【第5期】障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール・ラポール上大岡) 指定管理者選定評価基準一覧

横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会

評価項目	評価の観点	配点		
		評価点	比重	配点
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。				
I 事業実績・運営実績(現指定期間)				10
(1)総合的な基本方針・達成目標	総合的な基本方針・達成目標に沿った運営がされてきたか。	5	×1	5
(2)収支状況	収支ともに適切に執行されてきたか。また、経費の節減が図られてきたか。	5	×1	5
II 運営方針(両施設共通)				15
(1)基本理念・方針の理解	障害者スポーツ文化センターの基本理念、運営方針及び条例を踏まえた提案となっているか。	5	×2	10
(2)財務状況	団体の財務状況は健全であるか。	5	×1	5
III 事業計画<重点項目>				335
【横浜ラポール】				
1 スポーツ・レクリエーション事業<関連部分:横浜ラポール業務の基準P11~P12>				90
(1) 障害者のためのスポーツ教室、スポーツ大会等の開催	障害の状況、種別及び程度に合った教室や個別指導プログラムなどが計画的に開催される提案となっているか。	5	×2	10
	提案内容が、障害者の社会参加促進のみではなく、市民相互の交流促進を図ることへの具体的な計画等が提案されているか。	5	×2	10
(2) ネットワーク機能	障害者スポーツの知識・技術を地域に浸透させ、地域組織・ラポール上大岡等との連携により、市域で偏りのない地域展開を効果的に進めていけるか。	5	×2	10
	外部医療機関等と連携し、リハビリテーションスポーツの推進及び裾野の拡大に向けた具体的な取組が計画されているか。	5	×2	10
(3) 情報拠点機能	地域の障害者スポーツ活動や競技力向上に関する情報を収集・整理し、ラポール上大岡と連携して市域を広くカバーしながら、アスリートの活躍状況等も含めた効果的な情報提供・発信を行える取組が計画されているか。	5	×1	5
	関係機関と連携し、障害特性に応じたスポーツ器具の開発や新たなリハビリテーションスポーツの研究・開発を進め、「横浜から全国への発信」に資する取組が構築されているか。	5	×1	5
(4) 人材育成・関係者支援機能	バラスポーツ指導員養成研修(初級)を含め、指導者・ボランティアの育成を計画的に実施し、地域のスポーツ活動を支える人材を確保・活用する体制が構築されているか。	5	×2	10
	地域に根差したリーダー育成や活動支援に向け、関係機関や競技団体と連携しながら指導者養成等の仕組みを検討・構築し、障害者がスポーツに触れる機会の拡大に資する取組となっているか。	5	×2	10
(5) 指導・相談機能	障害特性やニーズに応じた相談対応が行われ、必要な関係機関への適切な案内・連携、ならびに相談内容の分析による事業改善が図られる取組が計画されているか。	5	×1	5
	ニーズの掘り起こしや普及啓発を行い、出張教室等を通じて、ラポール上大岡と連携しながら市域を広くカバーする取組が適切に構築される取組が計画されているか。	5	×2	10
(6) その他のスポーツ事業	障害者スポーツの普及・振興に資する新規事業を適切に企画・提案し、市の承認を得て実施する体制が整っているか。	5	×1	5
2 文化事業<関連部分:横浜ラポール業務の基準P12~P13>				90
(1) 障害者の自主的な文化活動を促進するための事業	自主的な文化活動の促進に向け、鑑賞機会拡大、創作環境整備、作品発表の機会確保、交流促進など、文化活動を通じたリハビリテーション・生きがいづくりに資する取組を適切に構築しているか。	5	×2	10
	幅広い芸術文化団体の情報収集・連携を図り、利用者ニーズを踏まえて関係機関と協働しながら、横浜市の障害者文化芸術の発信拠点として事業展開できる体制となっているか。	5	×2	10
(2) おもちゃ図書館事業	おもちゃの貸出しや移動おもちゃ図書館など、多様な手法により障害者と家族の余暇活動・社会参加を支援する事業を、安定的に実施できる体制となっているか。	5	×1	5
	利用者の意見やニーズを適切に収集・分析し、その結果を踏まえた事業の企画・運営を行い、サービスの向上につなげる仕組みが構築されているか。	5	×1	5
(3) 地域展開・連携事業	障害者が地域で気軽に文化・芸術活動に参加できるよう、知識・技術の普及やインクルーシブな活動環境の整備を図る取組が体系的に構築されているか。	5	×2	10
	既存の地域組織やラポール上大岡と連携し、市域で偏りのない展開が図られるなど、連携体制が適切に機能しているか。	5	×2	10
(4) 相談事業	相談体制の整備、相談内容の分類・分析への取組が計画されているか。	5	×1	5
(5) 調査・発掘事業	横浜ラポール独自の事業等を活かした新たなプログラムや人材の調査・発掘について、具体的な取組が計画されているか。	5	×1	5
	調査・発掘事業で得られた成果への外部への発信について、具体的取組が計画されているか。	5	×1	5
(6) 情報収集・発信事業	地域における障害者の文化活動状況や発表会・展示会、障害者向け文化イベントの情報を的確に収集・整理し、ラポール上大岡と連携して市域を広くカバーする体制が整っているか。	5	×2	10
	収集した情報を活用し、文化活動への関心を高めるための効果的な情報提供・発信が行われ、障害者の文化参加促進につながる仕組みが構築されているか。	5	×2	10
(7) その他の文化事業	障害者の文化・レクリエーション活動に資する新規事業を適切に企画・提案し、市の承認を得て実施する体制が整っているか。	5	×1	5
3 横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催及び全国障害者スポーツ大会横浜選手団派遣事業<関連部分:横浜ラポール業務の基準P13~P14>				20
(1) 横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催に関すること	提案内容が、社会参加の促進、市民相互の交流促進に資する内容となっているか。	5	×2	10
(2) 全国障害者スポーツ大会横浜選手団派遣に関すること	大会派遣にあたって、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、関係団体との連携、市民への周知・普及啓発等を適切に行える提案となっているか。	5	×2	10
4 聴覚障害者情報提供施設に係る事業<関連部分:横浜ラポール業務の基準P14~P16>				65
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市派遣事業実施要綱に基づき、手話通訳者(救急含む)・要約筆記者を派遣し、聴覚障害者の多様なニーズに対応できる体制・仕組みを整えているか。	5	×2	10
	手話通訳者及び要約筆記者に対する通訳技術及び知識等の向上のための研修が、通訳現場の課題解決に向けた具体的かつ効果的なものとなっているか。	5	×2	10
(2) 聴覚障害者相談事業	聴覚障害者等の相談に適切に対応し、必要に応じて、関係機関等と連携を図る体制を整えているか。	5	×2	10
(3) 普及・啓発事業	当事者団体等と連携し、聴覚障害への理解促進や派遣・相談制度の普及・啓発の計画が、具体的かつ効果的なものになっているか。	5	×2	10

(4) 聞こえの相談事業	障害の有無を問わず、「聞こえ」に不安や悩みのある人の相談を受け、補聴器の装用の勧奨や医療機関の紹介など、対象者の状況に応じた適切な対応を行うことができる提案となっているか。	5	× 2	10
(5) ビデオライブラリー事業 (6) 視聴覚機器貸出事業	聴覚障害者向けの字幕(手話)入りの映像(DVD)や通訳者研修用教材、情報番組の製作について、内容等がニーズに応じたものとなっているか。 聴覚障害者団体等に対し、視聴覚機器を適切に貸し出しできる体制になっているか。また、機器管理については、定期的かつ効率的な点検・更新計画となっているか。	5	× 1	5
(7) 手話通訳者及び要約筆記者養成事業等への協力 (8) 全国統一要約筆記者認定試験の実施	当事者団体が実施している通訳者養成事業に対し、常に、専門的な視点で助言等ができる体制を整え、当事者団体と良好な関係を築いているか。 全国統一要約筆記者認定試験の実施体制が構築できているか。	5	× 2	10
【ラポール上大岡】<関連部分:ラポール上大岡業務の基準P5~6>				70
1 施設特性を活かしたスポーツ・文化プログラム事業	市内南部における障害者スポーツ・文化活動支援にかかるプログラムを施設の特性を踏まえて効率的かつ効果的に実施できる体制となっているか。	5	× 3	15
2 地域展開・連携事業	障害者が地域で気軽にスポーツや文化活動を楽しめる環境をつくる事業を行なうこと。事業の実施にあたっては、横浜ラポールと連携し、市域での偏りなく実施をすること。また、地域組織等とともに活動を支援していくための、関係機関連携拠点としての役割を実施すること。	5	× 3	15
3 情報収集・発信事業	地域における障害者スポーツや文化活動の状況に関する情報及び国内の情報を的確に収集・整理し、提供する体制が整っているか。横浜ラポールと連携し市域を広くカバーする体制が整っているか。	5	× 3	15
	収集した情報を活用し、障害者スポーツや文化活動への関心を高めるための効果的な情報提供・発信が行われ、参加促進につながる仕組みが構築されているか。	5	× 2	10
4 今後の障害者スポーツ・文化活動支援を見据えた事業展	横浜ラポールと一体となり、今後を見据えた障害者スポーツ・文化活動に対する全市的な支援の充実を図る体制が整っているか。	5	× 2	10
5 その他のスポーツ・文化事業	障害者スポーツや文化活動に資する新規事業を適切に企画・提案し、市の承認を得て実施する体制が整っているか。	5	× 1	5
IV 職員の配置・育成【両施設共通】<関連部分:横浜ラポール業務の基準P6、ラポール上大岡業務の基準P4>				30
(1) 職員の確保・配置	障害者スポーツ文化センターの運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。また、障害者の雇用を積極的に行っているか。	5	× 3	15
(2) 職員の育成	職員や施設で雇用を予定するアルバイトの資質向上のために、障害特性の理解促進のための研修や応対マナー研修等が計画されているか。	5	× 3	15
V 施設の維持管理【両施設共通(4)は、横浜ラポールのみ】<関連部分:横浜ラポール業務の基準P16~P20、ラポール上大岡業務の基準P6~P7>				35
(1) 建築物保守管理・設備機器管理業務	適切な建物及び設備の維持保全計画について、両施設の特性に基づいた適切な提案がされているか。	5	× 2	10
	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。	5	× 2	10
(2) 清掃・外構植栽管理・環境衛生管理及び廃棄物処理業務	清掃・外構植栽管理・環境衛生管理及び廃棄物処理業務について、両施設の特性に基づいた適切な提案がされているか。	5	× 1	5
(3) 保安警備業務	安全管理対策、非常時の計画及びマニュアルについて、両施設の特性に基づいた適切な提案がされているか。	5	× 1	5
(4) プール管理業務<横浜ラポールのみ>	横浜ラポールのプールに係る監視・巡回、業務担当者の設置及び水質管理業務等の体制が適切か。	5	× 1	5
VI その他の業務【両施設共通】<関連部分:横浜ラポール業務の基準P7~P10、P21~23、ラポール上大岡業務の基準P4~P5、P7~P10>				65
(1) 受付・案内業務	円滑な受付業務と利用者のニーズに対応した案内業務を行うための取組について、両施設の運営形態に基づいた適切な提案がされているか。	5	× 1	5
(2) 利用者・利用団体の利便性向上に向けた取組、利用者増に向けた取組	両施設それぞれの特性に応じた利用者への増に向けた具体的な取組が計画されているか。あわせて、利用者及び利用団体のニーズを的確に把握し、利便性の向上に向けた具体的な取組が計画されているか。	5	× 3	15
(3) 広報	両施設のPRや情報提供のための広報計画は、具体的かつ効果的な内容か。	5	× 3	15
(4) 運営委員会の設置、要望・苦情対応等	両施設について、運営委員会の設置、苦情等の受付体制の確保ができており、運営等に関する利用者の意見・要望・苦情等の受付方法及び改善方法が具体的なものとなっているか。	5	× 1	5
(5) 事故防止体制・緊急時の対応等	両施設について、事件・事故の防止体制が、各施設の監視業務におけるマニュアルの整備や計画も含めて適切なものとなっているか。また、事故発生時・緊急時の対応・連絡体制なども具体性があり、適切なものとなっているか。	5	× 1	5
(6) 防災への取組	横浜ラポールについては、市防災計画での役割を踏まえたものとなっているか。また、両施設において、災害発生時のマニュアル等を作成するとともに、近隣施設と連携した防災訓練等の取組が計画されているか。	5	× 3	15
(7) 個人情報の保護・情報公開、環境への配慮など、本市の重要施策を踏まえた取組	両施設について、 ・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5	× 1	5
VII 事業計画書・収支予算書等【両施設共通】				20
(1) 事業計画書	障害者スポーツ文化センターの設置目的を十分に踏まえた事業計画書になっているか。また、利用者ニーズを踏まえた、質の高いサービスを提供するための具体的な計画となっているか。	5	× 2	10
(2) 収支予算書	収支計画が適切であり、効果的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	× 2	10
(評価項目 I ~ VII 合計)				510
VIII 加減点項目				15
(1) 本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	5	× 2	15
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	5	× 1	
合計				525

【最低基準】

全項目の委員8人(1人あたり510点)の合計点が、総配点(4,080点)の70%(2,856点)以上とする。
ただし、「Ⅲ 事業計画」(1人あたり335点)は重点項目とし、の委員8人の合計点が、総配点(2,680点)の75%(2,010点)に満たさない場合は、選定しないこととする。